



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則（企画調整課）…………… 1

告 示

○民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 1

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施（薬務生活衛生課）…………… 1

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 2

規 則

沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第40号

沖縄県振興審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「保健衛生統括監」を「医療介護統括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第209号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年5月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 糸満市字名城兼久原815番2、816番3
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和8年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和8年5月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月4日 午前10時から午前12時まで
- (2) 場所

- ア 沖縄県市町村自治会館 那覇市旭町116番地37
- イ 沖縄県宮古保健所 宮古島市平良字東仲宗根476番地
- ウ 沖縄県八重山保健所 石垣市字真栄里438番地

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続 受験願書を令和8年6月1日（月曜日）から同月8日（月曜日）までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は受験願書を受け付けないこと。

4 その他 詳細については、沖縄県保健医療介護部薬務生活衛生課（電話番号098-866-2055）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドン・キホーテ宮古島店 宮古島市平良字西里1282番1ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 平田一馬
- 3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年5月8日から同年6月8日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--